

令和7年度 第3回 鳥取市男女共同参画審議会 議事概要

1. 開催日時 令和7年11月11日（火）10時00分から11時40分
2. 開催場所 鳥取市役所 本庁舎6階 6-5
3. 出席委員 徳田 純子（会長）、福田 克彦（副会長）、
山崎久美子、中井みづほ、嶋田 耕一、田中 義昭、坂出 典子、谷口 真澄、
吉村 雅子、大森 宏治、小林 明子
4. 傍聴者 なし
5. 議題
(1) 「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の施策体系について
(2) 「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の素案について
(3) その他
6. 主な意見
(1) 「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の施策体系について
「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の施策体系について、国・県の表現、また関係課との調整により表現を変更したことを説明した。
(P6 : テーマ3及び目標5及び取組項目)
・「男女間等におけるあらゆる暴力の根絶」→「ジェンダーに基づく」
・「性犯罪・性暴力」→「DVや性暴力等」
これに対する意見はなかった。
- (2) 「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の素案について
「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の素案について、国の動向や第4次プランとの変更点について説明し、意見を述べていただいた。
- 【テーマ1について】
(委員) 目標1(1)の、センターのガイドラインはすでに出てるか。
(事務局) 概要是示されているものの意見募集している段階で、まだ完成されていない。
(委員) そこにセンターは何名配置しないといけない、こういうことをしなければならないなど決められているのであれば、国など上から押し付けられているような感じになってしまふことを危惧している。ただ、重点項目としてあるぐらいなので、センターの充実をこれからも図ってほしい。
(事務局) ガイドラインは上から押し付けられるものでなく、各地域の実情に合わせてそれを参考にしていく。職員に求められている能力としては、具体的には調整力、課題発見力、企画立案実践力、デジタルリテラシーについては、高めていかなければならないと考えている。また、全国各自治体のセンターの取組や講座情報等の事例集がネットワークを通じて、最新の情報を参考にしながら取り組むことが出来ることも特徴となる。
- 【テーマ2について】
(委員) P26目標3の取組項目1について、分かりにくいくのではないか。また、この取組項目の表現だと、女性活躍推進の中で育児や介護が女性に背負わされていることが前提で書かれていると誤解を生む表現ではないか。前回のプランでは、「男性の育児・家事・介護への参画促進」と

いう文言があったが、なぜ、抜けたのか。現実は女性が育児や介護を主に行っているところではあるが、これから時代は、働きやすい環境を社会全体でつくっていくと言われている中で、この表現は、自分で仕事と生活の調和を図りなさいというニュアンスに取られかねない。私たちが目指す社会の中では、女性だけが背負わない、みんなで分割する、そういう社会を目指そうというメッセージがこの中に込められたらしいのではないかと思う。

(委 員) 前回の審議会でも、この項目を一つにまとめたことで、少しづつわかりづらくなっているという意見があった。変えた方がよいなど、皆様の意見はいかがか。

(事務局) 2項目をまとめる際、このような表現に変更し、P38に具体的な事業の取組内容を入れている。趣旨は、女性が育児や介護をすることを前提として取組を入れているものではなく、性別に関わらず、育児や介護をする前提のもとで、このような表現としている。ただ、その直近の目標のところに、女性活躍推進という表現があり、女性と結びついてしまうという点を危惧されているという趣旨の意見と考えている。そのため、枕詞を入れるなど、何かしらの工夫を考えてみる。事務局の趣旨としては、性別に関わらずすべての人に、育児や介護をはじめとしたライフステージに応じた、仕事と生活の調和に向けた取組を推進していきたいと考えている。

(委 員) 枕詞を付けるなど、女性にかかっているという先入観を払しょくするような表現が必要だと思うので、そのあたりは素案を最終的にまとめていただきたい。

(委 員) P38目標3(2)に「女性の視点や発想」という表現が出てくるが、男性の視点というものはなく、また、ここにいる女性がみんな同じ意見ということもない。おそらく女性の感性ややさしさから出る意見を出しなさいという、いわゆるバイアスがこの表現の中にあるのではないか。これは固定された女らしさという言葉が隠れている表現で、誤解を生むのではないか。加えて、女性が活躍できるというのは、男女の条件を同じにするという理想かもしれないが、女性だけそういう視点でがんばれというのは違うと思うので、この表現をどのようにとらえたらいいかというところを問題提起したい。

(委 員) この文章は、その前の事業主行動計画を作成して女性職員の管理職への積極的な登用へという内容に連動しているのではないか。女性の管理職の登用により、指導力の中に女性的な発想を入れるということではないのか。

(事務局) 事業主行動計画について、国では、ハラスメント対策などを含めた女性の活躍推進に関するチラシを作成している。このプランの元となっている時限立法で制定された女性活躍推進法は、令和7年度末で終了する予定だったが、令和8年度から12年度までの5年間延長された。また、令和8年度からは、女性管理職比率の情報の公表の義務付けを300人以上から100人以上の企業へ改定することになった。鳥取市役所においても、特定事業主行動計画を定めている。女性を管理職にしたらよいというわけではなく、適切なジョブローテーションなどを通じた人材育成、資質向上の取組を進めることが必要と考えている。

(委 員) 目標3(1)の商工会議所と商工会連合会という文章が削除されているが、意図的に削除したのか。また、事業主行動計画について教えていただきたい。少し話はずれるかもしれないが、鳥取県は99%が中小企業で、最低賃金の上昇で給料が上がるが、物価(売上)はあまり上がらないときに、この3番目各種休暇制度の充実というのは非常に難しい。また、仕事は男女で平等であり、また65歳以上の従業員もいるが、子どもも働いているため、代わりに孫の幼稚園の送り迎えで時短勤務をしている実態がある。そういう点も考えていただけると嬉しい。

(事務局) 「商工会議所等」の表現を削除しているが、項目を一つに統合したことで、包括的な表現にしたためなくなっている。意図的に削除したというわけではない点は、ご理解をいただきたい。経済団体の皆様と連携しなければ事業を進めていくことは難しいと考えているため、この表現について改めて考えたい。

(委 員) プランに商工会議所等が入っているから、協力できるという部分がある。この中にはないのであれば、拒否しても構わないととらえられる。商工会議所の運営委員会に出席しているが、今ま

で一度も男女共同参画について話が出てきたことがない。商工会議所の一番上の運営委員会に話が挙がらないと回答しようがないし、前に進んでいかない。ただ言ったというだけでは、会議所の事務局も聞いたで終わってしまう。もっと前に出た方がいい。

(事務局) もう少し前に出ていく必要があると感じている。

(委員) 中小企業が多い鳥取市において、商工会議所および商工会等との連携は必要であるため、ぜひ市民にもわかる形で明記していただけたらと思った。

【テーマ3について】

(委員) P27 目標6 (4) 「被害者に寄り添った支援体制の強化」が重点項目となっている部分について、DV 防止庁内連絡調整会議を通じて協議し、連携強化を図るという記載がある。逆に現在連携体制が図っていないというようにも感じ取れる。重点項目になっているということは、庁内でさらに強化していくととらえたらよいか。

(事務局) DV 被害者支援として、男女共同参画課が中心となった啓発推進チーム、こども家庭センターが中心となっている相談自立支援チーム、市民課が中心となっている住基情報連携システム運用チームがあり、例年情報共有や研修、会議を行っている。人事異動等もあるため、情報漏洩等がないように、意識付けをしながら取り組んでいる。

【テーマ3・テーマ4について】

(委員) 目標6の取組項目については、随所に早期支援という言葉が出てきている。これらはどこに集約されている支援なのか。また、この後のテーマ4にある女性支援法内の支援体制とどこが違うのか、再掲という風にとらえてしまうが、他の委員はどのように考えられるか。ここにいる委員が理解できないのであれば、市民はもっと理解できないのではないか。

(委員) これをみると、支援に至るまでにとても時間がかかるのではないかと感じた。保育所にいるとDV 被害に受けたと思われる方などがいるが、プライバシーや様々なことがあり自分から言い出しにくい、言い出せない人もいることをとても感じている。早く助けてあげられるような支援体制ができたらと思っている。

(委員) 私たちの活動では、子の虐待やDVなどをなくす目標をもって活動を行っている。重点項目内で支援体制の強化ということだが、私たちの団体のように民間団体の中には、表立って言っていない団体もある。なぜかというと、表立って言ってしまうと、気軽に来てもらえなくと危惧するからである。そのような団体は他にもあると思うので、そういう小さな民間団体のつながりも作ってほしい。

(委員) 小さい団体は相談しやすいという点では強い。

(委員) P40 テーマ3について、担当課が書かれているが、市民の人が見て意味が分かるのか。別の委員の意見にもあったが、困ったときにどこに行けばいいのかというのが分かりにくい。冊子にして市民に見てもらうのであれば、被害にあった人がどのように対応したらいいのかわかりにくいのではないか。

(委員) 昨年度の取組の中でDV 相談カードをトイレやスーパーにおいて啓発を行っているとあったが、認知度が低いという実態があった。配ったら済むという話ではなく、本当に困っている方に手が届く相談窓口の提示があればと思う。

(委員) これは、5カ年の方向性を示したもので、大枠の方向性を示したものと考える。これをどうするかなどの細かいところはこれから決めていくことになる。

(委員) 5カ年計画の中で細かすぎると、もっといい方法があった場合などで身動きが取れなくなるという負の面もある。

(委員) 委員が言われたように5カ年でなすべきことをまとめて、これから細かいところを確認していかなくてはならないと思う。その中で、ジェンダー平等という言葉がよく使われており、連合でもジェンダー平等は取り組んでいるところではあるが、ジェンダーはしっかりと勉強しないと差別につながるなど難しいと感じている。そのため、子どもの頃からのジェンダー平等

に関する教育は大事ではあるが、教員の人手が足りない中で、さらに学校現場でやるとなると負担になるので難しいという意見が出ることも考えられる。そのような点も想定した方がいいのではないか。

(委 員) 今のご意見は、テーマ1の子どもの頃からのジェンダー平等の意識啓発に関する意見だった。
また、教育委員会にも伝えていただきたい。

【テーマ4について】

(委 員) 性の多様性について、P27目標8（2）に記載がある。P30目標4の下から6行目「～片方の性に偏らないように」という表現が、性は2つしかないという前提なのか。ジェンダーは男と女でくっきり分かれているわけではなく、グラデーションのようにあいまいな性自認の人たちが多くいることが言われている中で、この「片方の性」というものはいかがなものか。

(事務局) 現状として自治会長などにおいて男性が多い点など、現実的に目標4などにおいては、男性・女性という表現がまだ残っている。また、女性に選ばれる地域づくりを進めるなかで、固定的な性別役割分担意識の解消などについて、男性・女性を念頭に置いた文章構成としている。「片方の性」という表現はおかしくないという認識だが、マイノリティ等にも配慮した方がいいという部分については、修正を検討したい。

(委 員) P42目標7（1）3項目目「プレコンセプションケアの推進」について、児童生徒を対象にしているにもかかわらず、こども家庭センターのみで、教育委員会が入っていないのはなぜか。

(事務局) 教育委員会に限らず、感染症等だと保健所が絡むなどが考えられるため、精査して担当課の追加を検討したい。

(委 員) 子どもたちが自分や相手を守るための役に立つ知識を持ち、行動ができる大人になるように、また家庭センターだけでは見切れない部分もあるため、横の連携がこのプランを推進していく上では大切だと思う。あと、このプランにおいて、ひとつの部署に偏るのではなくて、ぜひ連携できるところは追加をしていき、より推進してもらいたい。

(委 員) 意識調査の結果についてP23で女性の仕事を続けていく上での支障となっているものは何かという中に、自分の健康問題という回答がある。女性は毎月生理がきて、人によっては毎月一週間近く生理痛などによる不調で支障が出ている人もいる。ただ、本来ないことが正常とされているのにも関わらず、おそらく不健康な女の子が多いため、それが当たり前になっている。それらを改善するためにも、痛くならないような知識を持ってもらうことも大切なのではないか。

(委 員) 関係機関が分かりにくいという意見があったが、何かしら洗い出しや整理は大切だと感じた。
テーマ4の女性の視点について、身体的な困難という表現を加えてはどうか。

(委 員) 女性の視点というのは、非常に難しい言葉である。生物学的な意味などのなどをしっかりと理解していただけるような使い方をしなければならない。

(3) その他

その他、自由意見や感想はなかった。

(事務局) 本日いただいた御意見を踏まえ、関係課と調整のうえプラン案の修正を検討する。修正内容については、会長と副会長と検討し、最終案としたいと考えるので、ご理解いただきたい。

(委 員) 異議なし。

閉会 11：40